

日 薬 業 発 第 23 号
令 和 5 年 4 月 12 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 田 尻 泰 典

「薬局機能情報提供制度」の定期報告について（情報提供）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）第8条の2の規定に基づき、薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該薬局の所在地の都道府県知事に報告することとされています（薬局機能情報提供制度）。

従来、薬局機能情報は、「都道府県は、書面又は電子媒体による調査票の送付及び回収等、自らの定める方法により報告させる」こととされてきましたが、令和6年1月報告分より、全国統一システムである「医療機関等情報支援システム（G-MIS）：Gathering Medical Information System」の利用が開始されます。

G-MIS での報告にあたりましては、あらかじめ薬局毎に G-MIS アカウントが必要となりますが、その発行方法は都道府県により異なる場合があります（都道府県担当者が一括して薬局のデータを G-MIS に移行する場合と、各薬局がアカウント発行の申請をする場合）とのことですので、具体的な手続に関する各都道府県からの案内等にご留意の上、遺漏なきようご対応いただきたく、会務ご多用のところ誠に恐縮ですが貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。